

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年7月26日（平成29年（行情）諮問第319号）

答申日：平成30年2月27日（平成29年度（行情）答申第480号）

事件名：「陸自全国運用に係る研究」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『陸自全国運用に係る研究』に関して行政文書ファイル等（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）につづられた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月23日付け防官文第10068号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

請求の根拠とした文書にその存在が示されているので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書の開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「請求の根拠とした文書にその存在が示されているので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、不開示決定処分の取消しを求めるが、本件開示請求に該当する行政文書は、本件開示請求日時点において作成しておらず、その保有を確認することはできなかったことから原処分を行ったものである。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年7月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年2月9日 | 審議 |
| ④ 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「『陸自全国運用に係る研究』に関して行政文書ファイル等（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）につづられた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書の存在が示されている文書が存在することを根拠に、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきであることを主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、審査請求人が開示請求書に添付した書面（以下「添付書面」という。）に記載された「陸自全国運用に係る研究」に関して行政文書ファイル等につづられた文書である。

イ 添付書面は、陸上自衛隊研究本部の平成25年度の業務の方針や業務の概要がまとめられた「平成25年度 研究本部史」の一部であり、同書面の「イ 26 R D O G 命題の考え方」に「陸自全国運用に係る研究（仮称）」との記載がある。

ウ 上記「陸自全国運用に係る研究（仮称）」とは、現在、陸上自衛隊は、各方面総監がそれぞれの方面隊を運用しており、全国的な運用をしていないため、全国的な運用をするために「陸上総隊」が新しく編成された際の部隊の全国的運用についての研究である。

エ 審査請求人が本件開示請求を行った時点では、「陸自全国運用に係る研究（仮称）」は開始されていたものの、行政文書の作成には至っておらず、原処分を行った約10か月後の平成29年3月31日に同研究についての中間報告を取りまとめた。

オ したがって、本件開示請求時点で、防衛省において本件対象文書は作成も取得もしておらず、本件対象文書は保有していない。

カ 念のため、本件開示請求を受けた際、処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文

書の存在は確認できなかったため、不存在につき不開示とする原処分を行った。また、本件審査請求を受けた際も同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 処分庁において、本件開示請求時点で本件対象文書は作成も保有もしていない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久